

広島県告示第 583 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 21 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷 1 番地 65 シノブデリカ株式会社 代表取締役 松本 崇志
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市美ノ郷町本郷 1 番地 65 シノブデリカ株式会社

2 申請の内容

66 の 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設の能力及び使用の方法を変更する。

また、排水処理施設 No. 1 の処理水量を変更し、それに伴い排出口 No. 1 の排出水の水量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1)

		変 更 前	変 更 後
種	類	66 の 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	66 の 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
能	力 (1 日当たり)	弁当類 12,800 食 おにぎり類 26,500 食 調理パン類 10,900 食	弁当類 15,300 食 おにぎり類 27,000 食 調理パン類 9,000 食
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	項 目			通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の汚染状態	化学的酸素要求量	(単位： mg/ℓ)	1,000	1,000	968	993
		窒素含有量		200	200	199	199
		磷含有量		50	50	49	54
排出される汚水等の1日当たりの量(単位：m ³)			260	260	300	320	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 排水処理施設 No. 1

			変 更 前				変 更 後				
工期等	工事着手予定年月日		既設				許可後直ちに				
	工事完成予定年月日						着手後直ちに				
	使用開始予定年月日						完成後直ちに				
使用の方法	処理前 処理後 の汚水 等の汚 染状況	項 目 (単位： mg/ℓ)	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
			化学的酸素要求量	1,000	1,000	30	40	968	993	30	40
			窒素含有量	200	200	25	30	199	199	25	30
	磷含有量	50	50	5	10	49	54	5	10		
	大腸菌群数 (単位：個/cm ³)		3,000 以上	3,000 以上	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以上	3,000 以上	3,000 以下	3,000	
	排出される汚水等の 1日当たりの量(単位：m ³)		260	260	260	260	300	320	300	320	

(3) 排水水の量

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
No.1 排水口	大 腸 菌 群 数 (単位：個/cm ³)	3,000 以下	3,000 以下	3,000 以下	3,000
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位：m ³)	259	259	299	319

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年5月21日から平成19年6月11日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室，広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び尾道市市民生活部生活環境課